

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年7月30日 11時00分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島南西方沖 湯島灯台から真方位219° 3.9海里付近 （概位 北緯32° 33.3′ 東経130° 17.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートはなみずきは、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年8月19日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート はなみずき、5トン未満（長さ5.37m） 293-30282熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長の家族4人（以下「同乗者」という。）を乗せ、漂流中、船長が船外機を始動しようとしたが、始動できなくなった。 本船は、同乗者が118番通報し、来援した巡視艇により定係地へえい航された。 本船は、機関修理業者が本船の電気系統を点検したところ、バッテリーからセルモータに至るケーブル（以下「本件ケーブル」という。）が焼損していた。 本船は、本件ケーブル等を交換したところ、船外機が正常に始動した。
分析	本船は、本件ケーブルが焼損したことから、船外機を始動できなくなり、運航不能となったものと考えられるが、本件ケーブルが、焼損した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、本件ケーブルが焼損したため、船外機を始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定期的に電気配線の点検及び整備を実施すること。